

作業基準

航路名 横浜港屋形船遊覧航路

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、屋形船による横浜港屋形船遊覧航路の作業に関する基準を明確にしもって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者及び運航管理補助者は陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導等の作業を実施する。

2 船長は、乗組員を指揮して乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する

第3章 危険物の取り扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品は、運航管理者の指示に従い、船内に持ち込むことを拒絶しなければならない。

2 乗組員は、旅客の手回り品が前項の危険物等に該当する物である疑いがあると認めるときは、船長の指示を受けて旅客の立ち会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗下船)

第4条 旅客の乗船は原則として離岸5分前とする。

2 離岸5分前となったときは、船長は乗降口に誘導し、船長及び乗組員と協力して、乗船させる。

3 船長及び乗組員は旅客数（無料用事を含む）を把握し、旅客定員を超えないよう確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員は、旅客の乗船が完了したときは、船長の指示により迅速に綱放し等の離岸作業実施する。

(着岸作業)

第6条 乗組員は、着岸5分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取り作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び乗組員は、旅客の乗下船時の係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、乗降施設の保安に充分留意する。

(旅客の下船)

第8条 船長は船体が完全に着岸したことを確認したときは、乗組員に合図する。
2 船長及び乗組員は、協力して旅客を誘導して下船させる。

第5章 船内作業

(潮位の把握)

第9条 船長は、発航前に潮汐表又は棧橋にある係留杭の潮位標識により潮位を把握するものとする。

(見張り)

第10条 船長は、離着岸及び橋梁への接近に先立ち、乗組員を船橋外に立たせ、先航、反航船の有無、動向を把握するものとする。

(船上空間の確認)

第11条 船長は、橋梁の5M手前に至ったときは、乗組員に船上空間を確認させるものとする。

第6章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第12条 船長は、乗船待ちの旅客に対して、次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は発着所及び船内である。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第13条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第14条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう務めること
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、船外にでる時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象・海象の悪化時、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。